

令和6年4月26日

松山市議会議長

渡部克彦様

議員名 芝田久美子 

令和5年度 政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和5年度政務活動費収支報告書

議 員

芝田久美子

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	4	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	78,300	愛媛県隊友会会費 愛媛県防衛協会会費ほか
研 修 費	9,000	松山市観光振興議員連盟令和5年度会費ほか
広 報 費	94,261	ガソリン代
広 聴 費	0	
要請・陳情活動費	61,768	厚生労働省へ令和6年度予算・政策の要請
会 議 費	0	
資料作成費	114,114	コピー代ほか
資料購入費	130,592	しんぶん赤旗日曜版ほか
人 件 費	0	
事務所費	577,500	事務所家賃
合 計	1,065,535	

3. 残 額 158,469 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
調査研究費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
3/31	子どもリエゾンえひめ令和5年度年会費	5,000 円		1
3/31	愛媛県防衛議員連盟令和5年度年会費	1,500 円		2
3/31	愛媛県隊友会令和5年度年会費	10,000 円		3
3/31	愛媛県拉致議連令和5年度年会費	1,200 円		21
10/21	沖縄県(那覇市・沖縄市)行政視察	41,600 円		24
3/31	愛媛県就労支援支援事業令和5年度年会費	1,000 円		6
3/31	愛媛平成市議の会令和5年度年会費	3,000 円		7
3/31	愛媛県防衛協会令和5年度年会費	10,000 円		9
2/11	建国記念の日奉祝大会会費	5,000 円		10
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		78,300 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	1
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	特定非営利活動法人 子どもリエゾンえひめ 令和5年度賛助会員会費		
金 額	5,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 6 月 1 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

令和5年6月1日

領 収 証

松 本 久 美 子 様

¥ 5, 0 0 0 -

ただし、令和5年度賛助会員会費として

上記正に領収いたしました

愛媛県松山市平和通2丁目1番2号

特定非営利活動法人子どもリエゾン

理 事 長 山 内 聖 磨

(法第10条第1項関係様式)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

貧困や社会的孤立等、現代家族を巡る社会的問題が深刻化し、犠牲になる子どもたちが増加しています。児童虐待の相談件数は、令和3年度には全国で20万件、愛媛県でも1400件を超えました。痛ましい乳幼児の死亡事件も後を絶たず、今年4月には県内でも新生児の死亡遺棄事件が発生しました。子どもの命をいかに守り、育ちをどう支えていくかが私たちの社会に厳しく問われています。

わが国では2016年に児童福祉法が抜本的に改正され、初めて子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、「家庭養育優先原則」が明記され、都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）が具体的に位置づけられました。

愛媛県においては現在、児童相談所が里親委託推進を図っていますが、行政の取り組み努力だけでは限界があり、民間との連携協力が求められています。そこで、わたくしたちはフォスタリングを中心とした活動を行う県内初の民間機関としてNPO法人を立ち上げ、行政との連携を図りつつ「子ども」を中心として地域社会がつながりあうこと（リエゾン）を目指します。

活動は、子どもの虐待予防等子どもの権利実現に関する思想の普及啓発や、里親制度の普及啓発を中心に、出産や養育に関する相談支援や里親のためのフォスタリング活動など、子どもの最善の利益を目的として、保健及び福祉の一体的で切れ目のない支援を行います。

主な事業内容は以下の通りです。

- (1) 里親推進のための広報、普及啓発、里親に関する相談、研修、マッチング等のフォスタリング活動
- (2) サポートが必要な妊婦（特定妊婦等）の保健、福祉、養育に関する相談支援
- (3) その他子どもと家族に係る相談支援

2 申請に至るまでの経過

令和4年8月27日 本会設立のための発起人会を設立

令和4年9月から10月まで 設立趣意書その他総会資料作成のための発起人会開催

令和4年11月23日 設立総会開催し法人設立を議決。以後今日に至る。

令和4年11月23日

特定非営利活動法人 子どもリエゾンえひめ

設立代表者氏名 山内 幸春

特定非営利活動法人子どもリエゾンえひめ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子どもリエゾンえひめという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全ての子どもの権利の実現のため、子どもの最善の利益を優先しながら、「家庭養育原則」のもと社会全体で子どもを育てることで、子どもそれぞれの多様な生き方が尊重されて自ら未来を切り拓けるよう、子どもの育ちを支援する相談援助事業を行い、全ての子どもが健やかに成長していく社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童福祉法第6条の四に規定する里親に関する事業
- (2) 出産及び子どもの育ちと健康に関する相談援助事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な子どもと家族に係る事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するものを議長が認めたもので、出席した正会員総数の過半数の同意があった場合には、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

らない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、松山市に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト法人入力情報欄に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山内 幸春
副理事長	西崎 眞理
同	射場 和子
理事	塩崎 千枝子
同	石丸 世志
監事	寺坂 史子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和6年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和5年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 正会員入会金 | 0円 |
| 正会員会費 | 5,000円（1年間分） |
| (2) 賛助会員入会金 | 0円 |
| 賛助会員会費 | 1,000円（1年間分）（1口） |

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	2
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛県防衛議員連盟 令和5年度年会費		
金 額	1,500 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 2 月 16 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

松本久美子 様

¥ 1,500 -

ただし、愛媛県防衛議員連盟に係る令和5年度年会費

上記のとおり領収いたしました。

令和6年2月16日

愛媛県防衛議員連盟

会 長 三 宅 浩 正



愛媛県防衛議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、愛媛県防衛議員連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、愛媛県議会議員と県内市町議会議員が連携を図りながら、国防意識の普及・啓蒙を図り、県民と自衛隊の相互理解を深めることにより、自衛隊の健全な発展に寄与し、もって日本と世界の平和と繁栄に貢献するとともに、災害等における県民の安心・安全を確保することを目的とする。

(活動)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(構成)

第4条 本連盟は、本連盟の目的に賛意を表する愛媛県議会議員及び県内市町議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
理事	若干名
顧問	若干名
監事	2名

- 2 会長、副会長、事務局長、理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。
- 3 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を委嘱することができる。
- 4 顧問は、役員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。

(役員を選任及び任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期が満了しても後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。
- 3 会長は、本連盟を代表し総会、臨時総会及び役員会の議長となる。会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を行う。
- 4 事務局長は、本連盟の事務を統括する。
- 5 監事は、本連盟の会計を監査する。

(機関)

第7条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会
- (3) 監事会

(総会等)

第8条 総会は、毎年1回開く。

- 2 臨時総会は、役員会の決定によって会長が開く。会員の4分の1以上の要求があれば、会長は臨時総会を開かなければならない。
- 3 役員会は、会長が必要と認めたときに開く。役員3分の1以上の要求があれば、会長はこれを開かなければならない。
- 4 監事会は、監事の要求によって開く。

(経費)

第9条 本連盟の所要経費は、会員の会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。年間予算及び決算は、総会の承認を求めなければならない。

(会費)

第10条 会員の会費は、年額1,500円とする。

(会計年度)

第11条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本連盟の事務を処理するため、県議事堂内に事務局を置く。

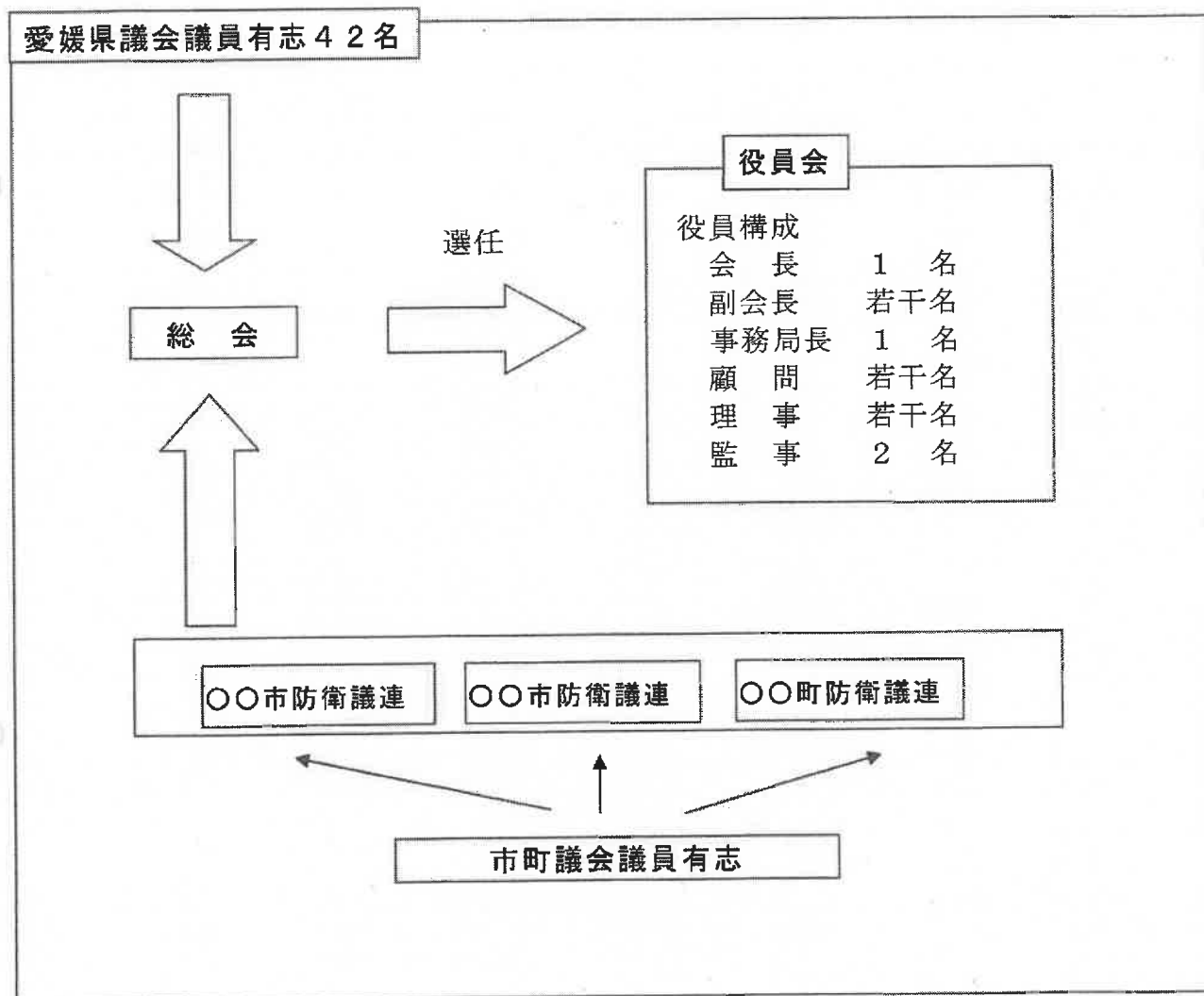
(その他)

第13条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、令和5年12月14日から施行する。

愛媛県防衛議員連盟体制図（新設）（案）



様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	3
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度愛媛県隊友会 年会費		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 3 月 19 日	

☆ス

隊友会会員会費	No. _____
領 収 証	
松本々美子 殿	令和6年 3 月 19 日
¥ 10,000-	
但 令和5年度会費として	
上記正に領収いたしました	
愛媛県隊友会長	

※ 債務確定日は、当該支出を訂正する年度の償還となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

隊友会とは

自衛隊退職者が同志の結合により、全国的に組織した団体で、これに現に自衛隊に在職し、入会を希望する者が賛助会員として、更に会の趣旨に賛同される方々が特別会員として加わり、昭和35年12月社団法人「隊友会」として設立されました。同時に発足した愛媛県隊友会は県内の自治体、政財界を始め県民各位の深いご理解とご支援を頂きながら「地域に貢献する隊友会」「県民と自衛隊のかけ橋」として幅広い活動を積極的に推進しています。

公益社団法人隊友会（たいゆうかい）は、自衛隊退職者を中心として活動する公益社団法人。以前は防衛省所管の社団法人だったが、公益法人制度改革に伴い、2011年4月1日より公益社団法人となる。

目 的

本会は、国民と自衛隊とのかけ橋として相互の理解を深めるとともに、防衛意識の普及高揚に努め、国の防衛及び防災施策、慰霊顕彰事業並びに地域社会の健全な発展に貢献することにより、我が国の平和と安全に寄与し、併せて自衛隊退職者等の福祉を増進することを目的とする。

主たる事業

- 1 防衛及び防災関連施策等に対する各種協力
- 2 安全保障特に防衛に関する調査研究及び施策提言
- 3 自衛隊諸業務に対する各種協力
- 4 隊友紙及び安全保障特に防衛関連書籍の発行
- 5 予備自衛官等に関する支援
- 6 殉職自衛隊員及び戦没者等の慰霊顕彰に関すること
- 7 殉職自衛隊員の遺族に対する支援
- 8 地域社会の健全な発展に寄与すること
- 9 会員の福利厚生、相互扶助及び親睦に関すること

会 員

1 正会員

- ア 警察予備隊、海上警備隊、警備隊、保安隊及び自衛隊に在職して正常に退職し、本会の趣旨に賛同した者
- イ 予備自衛官補として採用され、現に予備自衛官補、予備自衛官又は即応予備自衛官として在職する者で、本会の趣旨に賛同した者

2 特別会員

- 前号以外で本会の趣旨に賛同した個人又は法人その他の団体
- ア 個人特別会員（家族）・・・正会員の家族又は遺族
- イ 個人特別会員（一般）・・・前ア以外の者
- ウ 個人特別会員（青年部）・・・前イのうち40歳未満の者
- エ 法人特別会員・・・法人その他の団体

3 名誉会員

本会对して多大の功績があり、隊友会総会で承認した者

会 費

次のとおり、「終身会員制の廃止に伴う会則の改正」により、平成29年4月1日より施行されました。

正会員

- ア 年額3千円とする。
- イ 希望する者は、希望するときに10年、15年、20年のいずれかの期間を選択し、その期間の年会費を一括前納することができる。一括前納する場合は、前納期間にかかわらず、前納期間の会費総額の10%を割引した会費を納めるものとする。
- ウ 一括前納期間中に年会費の変更があった場合、一括前納期間中は、その差額を徴収又は返納しないものとする。
- エ 公益社団法人隊友会規則第1号「会員規則」の一部改正の施行日（平成29年4月1日）の前日現在において、既に年会費の10年分を1回で前納した者は、終身その会費を免除するものとする。

特別会員

- ア 個人特別会員（家族）は、年額1千円とする。
- イ 個人特別会員（一般）は、年額1口1万円、10口以内とする。
- ウ 個人特別会員（青年部）は、年額5千円とする。
- エ 法人特別会員は、年額1口1万円、10口以内とする。

※ ご参考に、隊友会「会員規則」一部改正の主旨は、隊友会ホームページに「新たな会員制度への移行」で掲載されています。下記青色の「新たな会員制度への移行」をクリックして下さい。該当ページが開きますのでご覧いただけます。

新たな会員制度への移行

入会の案内

正会員・特別会員のご入会をお待ちしております。会員として入会しようとする者は、名誉会員を除き別に定める入会申込書を提出しなければならない。

下記まで、ご連絡いただければ直ちに「入会申込書」をお送り致します。

〒790-0801

愛媛県松山市歩行町一丁目2-4安部ビル402

愛媛県隊友会

TEL & FAX : 089-933-1605

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	21	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛県拉致議連・市町議会議員令和5年度会費			
金 額	1,200	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 9 月 12 日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

金1,200円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和5年9月12日

松山市議会議員

松本 久美子 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）

会 長 三 宅 浩 正

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する
地 方 議 員 連 絡 会 規 約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2023 年 10 月 21 日	整理番号	24
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
用 務	沖縄県(那覇市・沖縄市)行政視察 旅行日程 2023 年 10 月 20 日(金)～21 日(土)		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	41,600 円	100 %
	宿 泊 費	円	%
	パック代金	円	%
	そ の 他	円	%
	合 計	41,600 円	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2023 年 11 月 2 日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。

債務が最終確定した日(最終の利用日)を記入してください。

領 収 証

No. Web230908190509

発行日： 2023年09月08日

松本久美子

様

¥41,600-

お支払い方法： クレジット決済

但し、ご旅行代金として

上記金額 正に領収いたしました。

ANA X株式会社

〒103-0027

東京都中央区日本橋2-14-1
フロントプレイス日本橋CD557153
①お客様用

松本 久美子 様へのお知らせ

インボイス制度開始に伴うご利用代金明細書の変更について

令和5年10月1日より開始されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）に伴い、弊社は適格請求書
発行事業者として同10月ご請求までにご利用代金明細書をインボイス制度に対応した形式に変更いたします。

詳しくは WEBサイトで確認ください。<https://lexus-fs.jp>

住所変更手続きのお願い

お引越し等で住所が変わられた際には、当社宛にお早めに住所変更の届出をお願いします。

お届けいただけない場合、当社からの重要なお知らせが届かない場合もありますのでご注意ください。

[ご利用明細] ご利用1,000円毎に☆は10p付与、◇は5p付与、★は15p付与、Pは2,000円毎に5p付与となります。

2 / 3 ページ

ご利用年月日

ご利用店名

割引率

ご利用金額(円)

お支払方法 領収 今回ご請求金額(円)

摘要

松本 久美子 様

23 9 8 ANAトラベラーズ国内

(41600) 1回払 1 41600

** ご請求金額合計 **

208461

次ページへ続く

※ボーナス1回・2回払いをご利用された場合は、会員規約
（「1・2回払およびボーナスによる支払」に関する条項）にて、
ご利用年月日に基づき、お支払月をご確認ください。

※ポイント：今回ポイント獲得対象のご利用に☆等を表示

※サービス：◇等はレックスカード割引サービスの対象を表示（下記、サービスご利用状況欄をご覧ください。）

※お支払方法：お支払方法またはお支払回数を表示（ボー1=ボーナス1回払い・ボー2=ボーナス2回払い）

※今回回数：今回のお支払いが何回目かを表示

※摘要：ボーナス払いのお支払い月など一部のご利用についてのご説明

（海外でのご利用には現地通貨額・通貨略称・換算レート）を表示

※◎は支払方法を変更できます。ただし一部ご要望にお応えできない場合がございます。

サービスご利用状況（レックスカードの割引サービスのご利用状況を表示しております。）

明細欄印	サービス名	現在ご利用状況/ご利用可能枠	割引	サービスのご説明
1	ガソリン割引5%	0.00L / 2,400.00L	5.00%	左記ご利用限度を上限に割引いたします。

ご利用感謝サービス 適用予定ステージ

（毎年1月～12月までの年間ショッピングご請求金額（お引落し金額）の合計により適用ステージを決定し、その翌年4月～翌々年3月までのお引落し期間に適用いたします。）

2023年1月から2023年12月までのご請求金額累計	2024年度適用予定ステージ	次のステージ達成までに必要なご利用金額
円	ステージ4	円

サービス内容、除外条件等については以下の各種お問い合わせ先にてご確認ください。

各種お問い合わせ先

●レックスファイナンスデスク TEL 0800-300-3355 9:00～18:00 年中無休（年末年始を除く）

●ホームページアドレス <https://lexus-fs.jp>

●紛失・盗難デスク TEL 0800-300-3399
（カードの紛失・盗難の際のご連絡）

24時間・年中無休



6

普通預金
(兼お借入明細)

年 月 日	摘 要	お払戻し金額	お預かり金額
20231102*		*208,461	TF)レクサ
[Redacted Content]			

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 芝田久美子



整理番号	24
日 程	2023 年 10 月 20 日 (金) ～ 2023 年 10 月 21 日 (土)
目 的	沖縄県（那覇市・沖縄市）行政視察
訪問先	那覇市議会議場視察、沖縄市コザ運動公園 park-PFT 行政視察
概 要 所 見	10 月 20 日 14:00～那覇市議会議場視察 議場の特徴は円形の配置、執行部に対面する位置に質問席を配置、親子傍聴席(6 席)の設置、大型モニター (2 面) の設置、議場のバリアフリー化、円形の配置については、執行部より那覇市紋章をイメージした円形の配置となっている。聴覚障害をもたれた傍聴者対応として磁気ループと貸出補聴器(5 台)を用意している。議場内モニターは会議の様子その他、代表質問・一般質問の際の資料投影、電子評決の表示に使用している。本市に比べると全体的に議会のデジタル化や議場のバリアフリー化が進んでおり市民が参画しやすい議会づくりを推進している点が大変参考になった。 15:00～沖縄市コザ運動公園にある park-PFT を行政視察 park-PFT 事業を通して「沖縄市の活気と文化を県内外伝え輝きを放つ沖縄市と共に想像する」をコンセプトとしている。 官民連携によるコザ運動公園の利活用促進に寄与する機能の導入や沖縄市の地の利を生かした経済振興やスポーツ交流の振興の創出について大変勉強になった。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

様式 3)

支出伝票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和 5 年度特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構 年会費		
金 額	1,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 10 月 27 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日

領 収 書

令和 5 年 10 月 27 日

松本 久美子 様

年会費 (1 口 1,000 円)

但し、令和5年度特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構会費
として
上記正に領収しました。

令和5年度の会費をいただき、誠にありがとうございます。
今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

〒791-8067

愛媛県松山市古三津六丁目6-42 Iビル102号

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構

会 長 大塚 岩男

TEL 089-995-8491

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構（以下「本機構」という。）という。

(事務所及び事業地域)

第2条 本機構は、事務所を愛媛県松山市に置く。

2 本機構は、原則として、愛媛県をその事業を行う地域（以下「事業地域」という。）とする。

(目的)

第3条 本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者及びこれに準ずる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、事業地域において、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本機構は、第3条の目的を達成するため、事業地域において、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 犯罪者等の雇用に協力する意思を有する事業者（以下「雇用協力事業者」という。）の増加を図る事業
- (2) 犯罪者等の就労に関する保護司、更生保護施設等からの要請を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (3) 雇用協力事業者が犯罪者等の就労の受入れを要請するなどして犯罪者等の求人の情報を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (4) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用した場合におけるその給与支払いの助成事業
- (5) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用する場合における身元保証制度の広報及び斡旋事業
- (6) 犯罪者等が参加する事業所での職場体験講習、就労セミナー及び見学会等の実施事業
- (7) 犯罪者等の就労支援活動に従事する者に対する研修、指導及び顕彰事業
- (8) 犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報事業
- (9) その他第3条の目的を達するために必要と認める事業

第2章 会 員

(会員)

第6条 本機構の会員は、本機構の目的に賛同して入会した事業者団体、事業者、地方就労支援事業者組織、個人、事業者以外の法人又は団体並びに本機構の役員とし、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(会員の種別等)

第7条 会員は、一種会員、二種会員、三種会員、四種会員及び本機構の役員とする。

- 2 一種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者の団体とする。一種会員は犯罪者等の就労の支援が治安の面から重要であることを傘下の事業者に周知させるなど本機構の事業の推進に協力する。
- 3 二種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者とする。二種会員は、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 4 三種会員は本機構の目的に賛同して入会した雇用協力事業者とする。三種会員は、できる限り犯罪者等に就労の機会を与えるほか、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 5 四種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者以外の個人、法人又は団体とする。四種会員は、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 6 会員は、毎年度、本機構の事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、理事会で定める手続きにより会員となる。

- 2 入会の申し込みがあったときには、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会員名簿)

第9条 本機構は、毎年度、会員の名簿を作成し、会員に配布する。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会における出席会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) 本機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金等の精算)

第13条 既に納入した会費その他の拠出金は、会員資格を喪失した理由の如何を問わず、返還しない。

第3章 役員

(役員の種別及び定数)

第14条 本機構に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうちから、会長1人、副会長1人、常務理事1人を置く。

(役員の選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の中から、総会において選任する。ただし、それらの選任が補充の人事を行うなど急を要するときは、理事の互選によることができ、その場合は、次の総会に報告しなければならない。
- 3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、本機構の理事又は職員を兼ねてはならない。

(会長、副会長、常務理事及び理事の職務)

第16条 会長は、本機構を代表し、その業務を総理する。会長以外の理事は、本機構の業務について、本機構を代表しない。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本機構の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本機構の業務を執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本機構の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本機構の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本機構の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の任期等)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会における出席会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第21条 役員は常務理事を除いて無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項の役員報酬及び費用に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第22条 本機構に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、総会において選任する。

3 名誉会長及び顧問は、本機構の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に答える。

4 名誉会長及び顧問は、毎年度、事業計画、活動予算、事業成績、活動決算その他重要事項の報告を受ける。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第23条 本機構に、その事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第24条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会議

(種別)

第25条 本機構の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第26条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第27条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業報告及び活動決算

(2) 役員の選任及び解任、職務並びに報酬

- (3) 名誉会長及び顧問の選任
- (4) 定款の変更
- (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び合併
- (8) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第28条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して総会の招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第4号の規定により、監事が招集したとき。

（総会の招集）

第29条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号に規定する請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、開催日の14日前までに会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した書面により、全会員に通知しなければならない。

（総会の議長）

第30条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第31条 総会は、会員総数の過半数の会員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

（総会の議決）

第32条 総会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した会員の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会における議決権等）

第33条 各会員の議決権は平等とする。

2 総会に出席できない会員は、代理の者に出席及び表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面により表決することができる。

3 前項の規定により委任し、又は書面により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第34条 総会を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集の年月日

- (2) 開会の日時及び場所
 - (3) 会員総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する。)
 - (4) 目的たる事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第36条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、当該請求のあった日から14日以内にこれを招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、開催日の7日前までに、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面により、通知しなければならない。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長は、自ら理事会に出席できないときその他の場合に、あらかじめ副会長に理事会の議長として、議事の運営を委任することができる。

(理事会の定足数)

第39条 理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(理事会の議決)

- 第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した理事の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができる。
- 2 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、理事会に出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における議決権等)

第41条 各理事の議決権は平等とする。

- 2 理事会に出席できない理事は、代理の者に出席及び表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面により表決することができる。
- 3 前項の規定により委任し、又は書面により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(理事会に代える書面付議)

第42条 簡易な事項又は急速を要する事項については、理事全員に書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(理事会の議事録)

第43条 理事会を開催したとき又は前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、次の各号（前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、第2号に代えて、書面の回答を期限とした日時とする。）に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集又は書面による付議の年月日
 - (2) 開会の日時及び場所
 - (3) 理事総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する。)
 - (4) 目的たる事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成及び区分)

第44条 本機構の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入
- 2 本機構の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第45条 本機構の資産は、理事会の議決を経て、会長が定める方法により、会長が管理する。

(会計の原則及び区分)

第46条 本機構の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2 本機構の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第47条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第48条 本機構の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。事業年度の途中におけるその重要な変更も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び活動決算)

第50条 本機構の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後2か月以内に、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。
2 決算上繰越金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更及び本機構の解散

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 本機構は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

- 2 前項第1号の事由により本機構が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本機構が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、更生保護法人愛媛県保護観察協会に帰属するものとする。

(合併)

第54条 本機構が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本機構の公告は、本機構の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本機構の成立の日から施行する。
- 2 本機構の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長	麻 生 俊 介
副 会 長	一 色 誠
常 務 理 事	永 木 淳 一
理 事	門 田 誓
理 事	一 色 哲 昭
理 事	佐 伯 要 三
理 事	白 石 省 三
理 事	關 啓 三
理 事	野 本 武 男
理 事	山 本 泰 正
理 事	銀 岡 良 幸
監 事	山 崎 宏

- 3 本機構の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、本機構の成立の日から平成23年6月30日までとする。
- 4 本機構の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、本機構成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 5 本機構の設立当初の事業計画及び活動予算は、第48条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本機構の設立当初の会費は、第7条第3項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - 二種会員 1口10,000円（1口以上10口以内）
 - 三種会員 1口1,000円（1口以上100口以内）
 - 四種会員 個人、法人又は団体ともに、1口1,000円（1口以上）
- 7 この定款の変更は、平成28年8月24日から施行する。
この定款の変更は、平成30年5月14日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛平成市議の会 令和5年度会員年会費		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2023 年 7 月 7 日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 松本 久美子 様 ★ ￥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 令和5年度会員年会費として 2023年7月7日 上記の金額、正に領収致しました。 愛媛平成市議の会 会長 犬野立志 松山市南吉田町1154-19 事務局			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日

愛媛平成市議の会規約

第1条(名称)

この会は「愛媛平成市議の会」と称する。

第2条(目的)

この会は、愛媛県内の市議会議員有志のネットワークづくり、情報交換、交流の場とし、会員の知識・教養を高め、ふるさと発展のため貢献することを目的とする。

第3条(会員)

この会は、その趣旨に賛同する愛媛県内の市議会議員有志をもって組織する。

- ①平成になってからの選挙で選出された市議会議員
- ②新規加入については、各市会員の推薦が必要
- ③退会者は各市の常任幹事を経て会長に届けること

第4条(役員)

この会に次の役員を置く。

会長1名・副会長若干名・常任幹事若干名・事務局長1名・会計1名・監査2名
なお本会には顧問を置くことができる。

役員の任期は1年とする。再任は妨げない。

第5条(事業)

この会は第2条における目的を達成するため必要な事業を行う。

第6条(会議)

会議は総会および役員会とし、必要に応じ会長がこれを召集し、主催するものとする。

第7条(会費)

この会の経費は、会費をもってこれに充てる。

会費は、入会費2,000円、年会費3,000円とする。

年度途中入会の場合、9月以降の入会は、年会費は1,500円とする。

第8条(会計)

会計年度は、4月1日～3月31日とする。

第9条(事務局)

この会の事務局は事務局長在住地とする。

第10条

その他この会の運営に関して必要な事項は役員会で定める。

平成17年11月7日一部改正

平成30年5月10日一部改正

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	9
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度 愛媛県防衛協会年会費		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 5 月 12 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日

振込金受取書

取組日	5 年 5 月 12 日				
金 額			1	0	0
お振込先	〇		普		
			普		
			普		
お受取人	おなまえ	愛媛県防衛協会 089-941-9179			
ご依頼人	おなまえ	松本久美子 様			
手数料 (消費税を含む)		本 部 決 定			

上記の金額を正に受け取りました。

(取扱店)

(取扱店→ご依頼人)



全国防衛協会連合会のホームページ



全国防衛協会連合会
All Japan Defense Association

お問い合わせはこちら

TEL.03-5579-8348

email:jim@ajda.jp

トップページ

協会紹介

会報記事紹介

講師派遣

協会概要・協会の目的と事業等

【新設】各都道府県協会コーナー

各都道府県協会HP等リンク

女性部会

青年部会

防衛省・自衛隊等HPリンク

防衛省・自衛隊イベント

会報広告協賛企業等

入会のご案内等

防衛協会連合会ロゴマークの使用

全国防衛協会連合会事務局



規 約

全国防衛協会連合会規約（令和3年6月10日改正）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、全国防衛協会連合会という。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。必要があるばあいは、理事会の議を経て従たる事務所を所定の地におくことができる。

（目 的）

第3条 本会は、防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援・協力することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防衛問題に関する調査研究及び提言・要望
- (2) 各協会の活動状況等についての情報交換
- (3) 防衛講演会・研修会等の開催
- (4) 機関紙・防衛関係資料等の作成・配布
- (5) 自衛隊の主要な行事等に対する支援協力
- (6) 内外友好団体との連絡交流
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

（種 別）

第5条 本会の会員は次の三種とする。

- (1) 正 会 員 都道府県防衛協会・自衛隊協力会等（以下、「協会」）
 - (2) 推薦会員 会長の推薦する有識者
 - (3) 特別会員 本会の活動を支援するために入会した法人・団体及び個人
- 2 正会員を別表のとおり8地域に区分する。

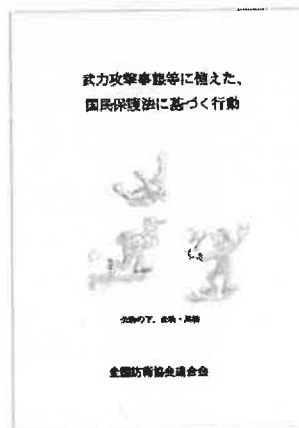
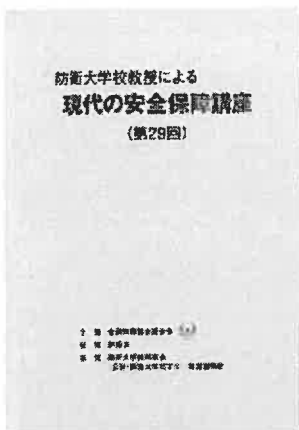
（会 費）

第6条 会員（推薦会員を除く）は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

（入 会）

第7条 会員（推薦会員を除く）になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 正会員及び特別会員（個人を除く）は、入会と同時にその代表を届け出るものとする。
- 3 会員代表に変更があったときは、その都度新代表者を届け出るものとする。



↑上記、【日本国憲法と自衛隊】は
1冊200円(税込み)で販売しています。
お問合せは、こちら

<https://ajda.jp/publics/index/24/>

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(除 名)

第9条 本会の名誉を傷つけ、または規約その他の規則に反する行為があった会員は、理事会の議決を経て除名することができる。

(提出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の提出金品は返還しない。

第3章 役 員

(種 別)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名（地域の代表8名以内を含む）
- (3) 理事長 1名
- (4) 理 事 100名以内（会長・副会長・理事長・常任理事を含む。）
- (5) 常任理事 若干名（地域の代表8名以内を含む）
- (6) 監 事 2名

2 理事は、正会員を代表する正会員理事、推薦会員・特別会員を代表する推薦理事とする。

(選 任)

第12条 役員は、理事の互選により推薦し、総会において選任する。

2 正会員理事が、会長、副会長、理事長、常任理事、又は監事に選任された場合は、当該正会員は新たに正会員理事を推薦することができる。

3 推薦理事は、正会員理事数を超えない範囲で、在任理事からの具申をうけ、会長が推薦する。

4 監事は、会員から選出し、理事を兼ねることはできない。

(職 務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ定めた順序でその職務を代行する。

3 理事長は、会長の指示を受け、会務を執行し、運営する。

4 理事は、理事会において会務を審議する。

4 常任理事は、理事会付議事項を審議し、理事長の指示を受け、会務を執行する。

5 理事は理事会において会務を審議し、本会業務の遂行を図る。

6 監事は、本会資産会計及び会務の執行状況を監査し報告する。

(任 期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(解 任)

第15条 役員で心身の故障により職務の執行に堪えないとき、または役員たるにふさわしくない行為があったときは、任期中であっても総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第16条 役員は無報酬とする。

第4章 名誉会長・顧問等

(名誉会長・特別顧問・相談役・顧問・参与)

第17条 本会に 本会に名誉会長・特別顧問・相談役・顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長・特別顧問は総会において推薦する。

3 相談役・顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

4 相談役・顧問は、会長の諮問、相談に応ずる。

5 参与は本会の事業に協力する。

第5章 会 議

（種 別）
第18条 会議は、総会・理事会・常任理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

（構 成）
第19条 総会は、会長、副会長及び正会員をもって構成する。
2 理事会は、理事をもって構成する。
3 常任理事会は、理事長及び常任理事をもって構成する。

（機 能）
第20条 総会は、この規約で規定するもののほか、次の事項を議決する。
(1) 事業計画及び収支予算の決定
(2) 事業報告及び収支報告の承認
(3) その他本会の運営に関する重要な事項
2 理事会はこの規約で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会で議決された事項の執行に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項
(3) 会長が付議した事項
(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
3 常任理事会は次の事項を議決する。
(1) 総会又は理事会で議決された事項の執行に関すること。
(2) 理事会に付議すべき事項
(3) 理事長が付議した事項

（招 集）
第21条 定期総会は、毎年1回会長が招集する。
2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の5分の1以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき会長が招集する。
3 理事会は、必要あるときは会長が招集する。
4 会議の招集は会議の10日前までに会議に付すべき事項・日時及び場所を示した文書をもって通知しなければならない。

（議 長）
第22条 総会の議長は、出席会員の互選により選出する。
2 理事会の議長は、会長または副会長もしくは理事長がこれに当たる。

（定足数）
第23条 総会及びその他の会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
2 会議に出席できない者は、書面をもって表決し、または他の者を代理人を出席させることができ、代理人の発言や決議は構成員のそれと見做す。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

（議 決）
第24条 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）
第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 開会の日時及び場所
(2) 会員・理事及び評議員の現在数
(3) 会議出席者の数
(4) 議決事項
(5) 議事の経緯・要領及び発言者の発言要旨
2 議事録には、議長及び出席者の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名するものとする。

第 6 章 女性部会及び青年部会

第 2 5 条 の 2 本会に女性部会及び青年部会を置く
2 女性部会及び青年部会に、それぞれ部会長1名をおくほか、副部会長等必要な役員をおくことができる。
3 女性部会及び青年部会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。



【ご協力・協賛】

RICOH

全国防衛協会連合会では、当協会の活動の趣旨にご協力・賛同いただける企業様・事業者様を対象に、当協会ホームページのトップページへのバナー広告掲載を募集しています。ホームページをお持ちの企業や事業者の皆様、PRやイメージアップのため、ぜひご検討ください。

また、4半期に1回発行の会報紙「防衛協会報」への広告掲載も募集しております。

詳細は、全国防衛協会連合会事務局にお問い合わせください。
☎03-5579-8348
✉ jlm@ajda.jp

2024年5月													
日	月	火	水	木	金	土							
			1	2	3	4							
5	6	7	8	9	10	11							
12	13	14	15	16	17	18							
19	20	21	22	23	24	25							
26	27	28	29	30	31								

第7章 事務局

（事務局）

第26条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の承認を得て、会長が別に定める

第8章 資産及び会計

（資産の構成）

第27条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第28条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会において定める。

（経費の支弁）

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（予算及び決算）

第30条 本会の歳入歳出予算は、会計年度毎に総会の議決を経て定める。

- 2 本会の収支決算は、年度終了後3ヶ月以内にその財産目録とともに監事の監査を経た後、総会の承認を得なければならない。
- 3 会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、これが成立するまでの間、必要最小限の範囲において前年度の予算に準じて執行することができる。
- 4 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

（特別会計）

第31条 特に必要があるときは、特別会計を設けることができる。

- 2 特別会計は、前条の予算及び決算に計上しなければならない。

（会計年度）

第32条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第33条 この規約は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ改正することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第34条 本会は、総会において正会員の4分の3以上の同意があったとき解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て類似の目的をもつ他の公益法人またはこれに準じる団体に寄付する。

第10章 雑 則

（委 任）

この規則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める

附 則

- 1 この規約は、平成元年10月25日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は第12条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず平成2年3月31日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第20条第1項、第2項第1号及び第3項第2号ならびに第30条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立当初の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成2年3月31日までとする。

附則(平成13年6月15日)

- 1 第5章会議の次に、第6章女性部会及び青年部会を置き、第6章ないし第9章を、第7章ないし第10章に順次繰り下げる。
- 2 規約第25条の次に第6章第25条2を定める。
- 3 この改正規約は平成13年6月15日より施行する。

附則(平成22年6月14日)

- 1 第4章 名誉会長・顧問等の第17条第1項、及び第2項に「特別顧問」を定める。
- 2 この改正規約は平成22年6月14日より施行する。

附則（令和3年6月10日）

- 1 第5条に第2項を定める。
- 2 第11条第1項(2)号「（地域の代表8名以内を含む）」を加える。
- 3 第11条第1項(4)号と(5)号を入れ替える、(4)の「60名以上」を削除し、(5)号に「（地域の代表8名以内を含む）」を加える。(7)号を削除する。
- 4 第11条に第2項を定める。
- 5 第12条及び第16条の表題の「役員」を削除する。
- 6 第12条第1項～第3項を改める。第5項を削除する。
- 7 第13条第4項、5項及び7項を改める。第4項と第5項を入れ替え、第6項を削除し、第7項を繰り上げる。
- 8 第14条第2項を改め、第3項を削除する。
- 9 第15条第2項を削除する。
- 10 第16条第1項を改め、第2項を削除する。
- 11 第18条第1項の「評議員会」を削除する。
- 12 第19条第1項に「会長、副会長」を加え、第2項を削除し、第3項及び第4項をそれぞれ繰り上げる。
- 13 第20条第1項、第3項及び第4項を改める。第2項を削除し、第3項及び第4項をそれぞれ繰り上げる。
- 14 第21条第3項及び第22条第1項の「評議員会」を削除する。
- 15 第23条第2項を改める。
- 16 第25条1項(2)号の「評議員」を削除する。
- 17 第25条の2第3項を削除し、第4項を繰り上げる。
- 18 この改正規約は令和3年6月10日より施行する。

別表（第5条2項：正会員の地域区分）

協会名	地域
北海道自衛隊協力会連合会	北海道
青森県防衛協会	東北
自衛隊協力会岩手県連合会	
秋田県防衛協会	
宮城県防衛協会	
山形県防衛協会	
福島県自衛隊協力会連合会	東 部
新潟県自衛隊協力会	
栃木県防衛協会	
茨城県防衛協会	
群馬県防衛協会	
長野県防衛協会	
埼玉県防衛協会	
千葉県自衛隊協力会連合会	
東京都防衛協会	
神奈川県防衛協会	
山梨県自衛隊協力会連合会	
静岡県防衛協会	
富山県自衛協会	中 部
石川県防衛協会	
福井県防衛協会	
岐阜県防衛協会	
中部自衛隊協力会	
三重県防衛協会連合会	

協会名	地域
滋賀県防衛協会	近 畿
京都府防衛協会	
大阪防衛協会	
兵庫県防衛協会	
奈良県防衛協会	中 国
和歌山県防衛協会	
鳥取県防衛協会	
島根県防衛協会	
岡山県防衛協会	
広島県防衛協会	
山口県防衛協会	四 国
香川県防衛協会	
徳島県防衛協会	
愛媛県防衛協会	
高知県防衛協会	九州・沖縄
福岡県自衛隊協力会連絡協議会	
佐賀県防衛協会	
長崎県防衛協会	
大分県防衛協会	
熊本県防衛協会	
宮崎県防衛協会	
鹿児島県防衛協会	
沖縄県防衛協会	

C 過去の規約

[トップページ](#) | [協会紹介](#) | [広報記事紹介](#) | [講師派遣](#) | [協会概要](#) | [協会の目的と事業等](#) | [【新設】各都道府県協会コーナー](#) | [各都府県協会HP等リンク](#) | [女性部会](#) | [年報会](#) | [防衛省・自衛隊等HPリンク](#) | [防衛省・自衛隊イベント](#) | [会報広告協賛企業等](#) | [入会のご案内等](#) | [防衛協会連合会にゴママークの使用について](#) | [全国防衛協会連合会事務局](#) | [個人情報保護方針](#) | [サイトポリシー](#) | [サイトマップ](#)

[個人情報保護方針](#) | [サイトポリシー](#) | [サイトマップ](#)

全国防衛協会連合会

〒162-0844 東京都新宿区新宿1-13-10 東京洋野会館9階 TEL 03-5579-3348 FAX 03-5579-8345 email:jim@ajda.jp

Copyright © 全国防衛協会連合会 All Rights Reserved.



全国防衛協会連合会のホームページ



全国防衛協会連合会
All Japan Defense Association

お問い合わせはこちら

TEL.03-5579-8348

email:jim@ajda.jp

[トップページ](#)[協会紹介](#)[会報記事紹介](#)[講師派遣](#)[協会概要・協会の目的と事業等](#)[【新設】各都道府県協会コーナー](#)[各都道府県協会HP等リンク](#)[女性部会](#)[青年部会](#)[防衛省・自衛隊等HPリンク](#)[防衛省・自衛隊イベント](#)[会報広告協賛企業等](#)[入会のご案内等](#)[防衛協会連合会ロゴマークの使用](#)[全国防衛協会連合会事務局](#)

入会のご案内等

[トップページ](#) > [入会のご案内等](#)

入会のご案内

防衛協会連合会連合会は、防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援・協力することを目的として活動する民間組織で、趣旨に賛同する会員・特別会員により支えられています。日本の平和と繁栄のため皆様のご加入をお待ちしております。



防衛協会の目的と事業

全国防衛協会連合会は、防衛意識の高揚を図り防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援・協力することを目的とした民間の全国組織で、次の事業を行っています。

- 防衛問題に関する調査研究及び提言・要望
- 各協会の活動状況等についての情報交換
- 防衛講演会・研修会等の開催
- 機関紙防衛関係資料等の作成・配布
- 自衛隊の主要な行事等に対する支援協力
- 内外友好団体との連絡交流
- その他本会の目的達成に必要な事業

会員の種別

■正会員

47団体（都道府県防衛協会・自衛隊協力会等）

■推薦会員

会長の推薦する有識者

■特別会員

本会の活動を支援するために入会した法人・団体及び個人

全国防衛協会連合会のご案内

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 2 月 11 日	整理番号	10
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	建国記念の日奉祝大会 会費		
金 額	5,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 1 月 18 日	

☆スペースが足り:

振 込 金 受 取 書 (兼手数料)

6 年 1 月 18 日			
金 額	百万	千	円
			¥ 5 0 0 0
先方銀行			
お預金目	普通預金	口座番号	
お受取人	おなまえ 建国記念の日奉祝愛媛県実行委員会 様		
ご依頼人	松本久美子 様		
[備考]	手数料		

上記の金額正に受け取りました

(取扱店)



(取扱店→依頼人)

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日

10

令和6年1月10日

実行委員 各位

建国記念の日奉祝愛媛県実行委員会
会長 関谷 勝嗣
〒790-0934 松山市居相 2-2-1
電話 089-909-7185

建国記念の日奉祝大会

会費のお願い

謹啓 新春の候、益々ご清祥の御事とお慶び申し上げます。平素より本会の活動に格別のご支援を賜り心から厚く御礼申し上げます。

さて、来る2月11日の建国記念の日に恒例の「建国記念の日奉祝大会」を県下7会場で開催致します。

この大会は、わが国の建国のいにしえを偲び、神武天皇建国の理想と精神を仰ぎ、建国以来の先人達のご努力に心から感謝を捧げるとともに、皇室の弥栄とわが国の一層の発展を祈念し、国を愛する心を養うことを趣旨としております。

そこで、この大会7会場の実施のため、資金対策として会費をお願いいたしたく存じます。出費ご多端の折、誠に恐縮に存じますが何卒ご支援賜りますようお願い申し上げます。

奉祝大会にはお誘いあわせの上、ご出席下さいませ。

謹白

記

一、会費 一口 5千円（何口でも結構です。）

一、振込先 名義「建国記念の日奉祝愛媛県実行委員会」

普通

普通

一、 お問い合わせ先：事務局 電話089-909-7185

担当者：

*同封の愛媛銀行の振込用紙をご使用いただくと振込手数料が無料となります。

実行委員 各位

建国記念の日奉祝愛媛県実行委員会
会長 関 谷 勝 嗣

建国記念の日奉祝大会のご案内

謹啓 新春の候、益々御清祥の御事とお慶び申し上げます。

さて、来る2月11日の建国記念の日に「建国記念の日奉祝大会」を下記のとおり開催致します。
つきましては、諸事御多端の折とは存じますが、建国記念の日奉祝大会へご出席賜りますようご案内申し上げますとともにポスター掲示へのご協力をお願い申し上げます。また、関係者へのご参加をお呼びかけ賜れば幸いに存じます。

寒い日々が続きますが、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。 謹白

記

開催日：令和6年2月11日（日・祝日）*会場により開会時間が異なっています。

○建国記念の日奉祝愛媛県中央大会 午後1時半～3時半

会場 松山市総合コミュニティセンターキャメリアホール(松山市湊町7-5)

講師 河野克俊氏（元統合幕僚長）「日本を守るための提言」

○建国記念の日奉祝東予地区大会 午後1時半～3時半

会場 西条市総合文化会館大ホール（西条市神拝甲79-4）

講師 佐波優子氏（ジャーナリスト）「日本建国の理想を仰ぐ」

○建国記念の日奉祝四国中央市民の集い 午後1時半～3時半

会場 しこちゅう〜ホール（四国中央市妻鳥町1830-1）

講師 高橋史朗氏（麗澤大学特別教授）「日本を取り戻すための提言」

○建国記念の日奉祝宇和島地区大会 午前10時～12時

会場 JA えひめ南2階イターナルホール(宇和島市栄町港3丁目303)

講師 兵頭慎治氏（防衛研究所研究幹事）「ウクライナ戦争後の世界情勢と日本の安全保障」

○建国記念の日奉祝八幡浜地区大会 午後1時半～3時半

会場 八幡浜センチュリーホテルイトー(八幡浜市天神通1-1460-7)

講師 石平氏（評論家）「素晴らしき国 日本！」

*12時～12時半 八幡神社（八幡浜市矢野神山510）にて祭典

○建国記念の日奉祝今治地区式典 午前8時～9時 会場 吹揚神社（今治市通町3-1-4）

○建国記念の日奉祝大洲地区式典 午前9時～10時 会場 八幡神社（大洲市阿蔵甲1844）

*お問い合わせ先：松山市居相2-2-1 椿神社会館内 電話 089-909-7185 （担当：事務局 

*恐れ入りますがご出欠について令和6年1月25日までに別紙連絡票にてお知らせ下さい。

ご出席いただける方は、当日は、来賓・役員受付までお越しください。

*ご返送先：建国記念の日奉祝愛媛県実行委員会 FAX 089-909-7837

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
9/30	松山市議会観光振興議員連盟令和5年度会費	3,000 円	上期	4
3/31	松山市議会観光振興議員連盟令和5年度会費	3,000 円	下期	5
11/29	愛媛平成市議の会第48回研修会費	3,000 円		8
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		9,000 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 9 月 30 日	整理番号	4
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費(2023年4月～9月)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 4 月 28 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書	
令和 5 年 4 月 28 日	
松本 久美子 様	
下記の金額を領収いたしました。	
金額 3,000 円 也	
但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として	
松山市議会観光振興議員連盟	
会 長 渡部 克彦	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員職務)

第 8 条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

様式 3)

支出伝票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費(2023年10月～2024年3月)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 10 月 26 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和5年10月26日

松本 久美子 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟
会 長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日

(様式3)

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 11 月 29 日	整理番号	8
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛平成市議の会 第48回研修会費 開催日：11月29日～30日 開催場所：ゆるりあん		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	研修テーマ：地方行政のDX推進について 講演：自治体のDXの最新の動向と更なる推進に向けた国の取り組み 講師：森田賢(総務省自治行政局地域DX推進室 課長補佐)		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 11 月 29 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領収書

松本 久美子 様

★ ￥3,000-

但し、愛媛平成市議の会 第48回研修会費として

2023年11月29日 上記の金額、正に領収致しました。

愛媛平成市議の会 会長 山内孝三

西条市樋之口238-5 事務局

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
広報費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
3/22	ガソリン代	94,261 円		13
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		94,261 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	2024 年 3 月 22 日	整理番号	13	
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費			
使 途 及 び 内 容 等	ガソリン代			
金 額	94,261 円	年間の支出金額の合計を 記入してください。		
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4 月分	4 月 26 日	20,110 円	50 %	10,000 円
5 月分	5 月 20 日	12,310 円	50 %	6,155 円
6 月分	6 月 27 日	27,275 円	50 %	10,000 円
7 月分	7 月 27 日	13,045 円	50 %	6,522 円
8 月分	8 月 28 日	23,484 円	50 %	10,000 円
9 月分	9 月 26 日	21,028 円	50 %	10,000 円
10 月分	10 月 27 日	15,208 円	50 %	7,604 円
11 月分	11 月 28 日	22,131 円	50 %	10,000 円
12 月分	12 月 30 日	13,680 円	50 %	6,840 円
1 月分	1 月 22 日	13,477 円	50 %	6,738 円
2 月分	2 月 19 日	5,850 円	50 %	2,925 円
3 月分	3 月 22 日	14,955 円	50 %	7,477 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

ENEOS

納品書(領収書)

4月6日木曜日 新洗車機入替工事
洗車機メンテナンス休止します
2023年04月03日 18:26

売上 上 様 M
6-680082-49991-001
現金フリ
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P13
数量 22.00L *
単価 171円 ¥3,762
(単価値引 15円 -¥330)
値引後単価 156円 ¥3,432
合計 ¥3,432
(消費税10%対象 ¥3,432
内消費税等 ¥312)
現金でお支払いの場合約収書に控えさせていただきます。

三原産業株式会社
Dr. DriveU-TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
JAN No 2791-02 〒-No2405-2407
2023/04/03

ENEOS

納品書(領収書)

タイヤキャンペーン!!
大特価にて販売中!
2023年04月08日 12:42

売上 上 様 M
6-680082-49991-001
現金フリ
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P07
数量 23.80L *
単価 171円 ¥4,069
合計 ¥4,069
(消費税10%対象 ¥4,069
内消費税等 ¥370)
現金でお支払いの場合約収書に控えさせていただきます。

三原産業株式会社
Dr. DriveU-TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
JAN No 3540-01 〒-No4803-4805
2023/04/08

ENEOS

納品書(領収書)

タイヤキャンペーン!!
大特価にて販売中!
2023年04月20日 09:37

売上 上 様 M
6-680082-49991-001
現金フリ
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P07
数量 21.00L *
単価 171円 ¥3,591
FK-2ハイパー 8016-00
数量 1.00L(個) *
単価 1210円 ¥1,210
合計 ¥4,801
(消費税10%対象 ¥4,801
内消費税等 ¥436)
現金でお支払いの場合約収書に控えさせていただきます。

三原産業株式会社
Dr. DriveU-TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
JAN No 5533-02 〒-No1409-1414
2023/04/20

ENEOS

納品書(領収書)

タイヤキャンペーン!!
大特価にて販売中!
2023年04月21日 11:27

売上 上 様 M
6-680082-49991-001
現金フリ
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P13
数量 30.00L *
単価 171円 ¥5,130
合計 ¥5,130
(消費税10%対象 ¥5,130
内消費税等 ¥466)
現金でお支払いの場合約収書に控えさせていただきます。

三原産業株式会社
Dr. DriveU-TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
JAN No 5766-02 〒-No2212-2214
2023/04/21

ENEOS

納品書(領収書)

タイヤキャンペーン!!
大特価にて販売中!
2023年04月26日 10:01

売上 上 様 M
6-680082-49991-001
現金フリ
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P13
数量 24.00L *
単価 171円 ¥4,104
(単価値引 9円 -¥216)
値引後単価 162円 ¥3,888
合計 ¥3,888
(消費税10%対象 ¥3,888
内消費税等 ¥353)
現金でお支払いの場合約収書に控えさせていただきます。

三原産業株式会社
Dr. DriveU-TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
JAN No 6809-02 〒-No5116-5118
2023/04/26

ENEOS ENEOS ENEOS ENEOS

納品書(領収書)
2023年06月15日 10:56

売上 上 様 M
6-680082
現金フリー
車両番号 実車番

レギュラー ガソリン P07
数量 31.00L *
単価 174円 ¥5,394

合計 ¥5,394
(消費税10%対象 ¥5,394
内消費税額 ¥490)

現金(お支払い)の総額は、
領収書に示されております。

三原産業株式会社
Dr. DriveU—IME21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
クレジットNo 7009-01 〒-No3090-3092
2023/06/15

納品書(領収書)
2023年06月19日 12:01

売上 上 様 M
6-680082-49991-001
現金フリー
車両番号 実車番

レギュラー ガソリン P13
数量 32.44L *
単価 174円 ¥5,644

合計 ¥5,644
(消費税10%対象 ¥5,644
内消費税額 ¥513)

現金(お支払い)の総額は、
領収書に示されております。

三原産業株式会社
Dr. DriveU TIME21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
クレジットNo 7797-02 〒-No5615-5617
2023/06/19

納品書(領収書)
2023年06月23日 17:15

売上 上 様 M
6-680082-49991-001
現金フリー
車両番号 実車番

レギュラー ガソリン P07
数量 24.00L *
単価 174円 ¥4,176

合計 ¥4,176
(消費税10%対象 ¥4,176
内消費税額 ¥380)

現金(お支払い)の総額は、
領収書に示されております。

三原産業株式会社
Dr. DriveU—IME21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
クレジットNo 0683-01 〒-No8512-8514
2023/06/23

納品書(領収書)
2023年06月27日 16:56

売上 上 様 M
6-680082-49991-001
現金フリー
車両番号 実車番

レギュラー ガソリン P07
数量 3.01L *
単価 174円 ¥525

合計 ¥525
(消費税10%対象 ¥525
内消費税額 ¥47)

現金(お支払い)の総額は、
領収書に示されております。

三原産業株式会社
Dr. DriveU—IME21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
クレジットNo 1387-01 〒-No0916-0917
2023/06/27

納品書(領収書)
2023年07月11日 17:40

売上 上 様 M
6-680082-49991-001
現金フリー
車両番号 実車番

レギュラー ガソリン P07
数量 19.54L *
単価 174円 ¥3,458

合計 ¥3,458
(消費税10%対象 ¥3,458
内消費税額 ¥316)

現金(お支払い)の総額は、
領収書に示されております。

三原産業株式会社
Dr. DriveU IME21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
クレジットNo 3881-01 〒-No0099-9071
2023/07/11

ENEOS

ENEOS

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2023年07月24日 18:01

売上

上

様 M

6-680082-49391-001

現金フリー

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P13	
数量 32.00L	*
単価 179円	¥5,405

合計	¥5,405
(消費税10%対象)	¥5,405
内消費税等	¥491

現金でお支払いの場合は、
領収書にご記入ください。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-TIME21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

SS-680082

シ-№ 6324-02 デ-№ 7324-7326

2023/07/24

納品書(領収書)

2023年07月27日 11:21

売上

上

様 M

6-680082-49391-001

現金フリー

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P07	
数量 25.00L	*
単価 179円	¥4,475

合計	¥4,475
(消費税10%対象)	¥4,475
内消費税等	¥407

現金でお支払いの場合は、
領収書にご記入ください。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-TIME21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

SS-680082

シ-№ 6810-01 デ-№ 8909-8911

2023/07/27

納品書(領収書)

2023年08月05日 10:06

売上

上

様 M

6-680082-49391-001

現金フリー

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P01	
数量 24.00L	*
単価 179円	¥4,296

合計	¥4,296
(消費税10%対象)	¥4,296
内消費税等	¥391

現金でお支払いの場合は、
領収書にご記入ください。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-TIME21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

SS-680082

シ-№ 0636-01 デ-№ 6215-5217

2023/08/05

納品書(領収書)

2023年08月07日 11:37

売上

上

様 M

6-680082-49391-001

現金フリー

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P01	
数量 24.00L	*
単価 179円	¥4,296
(単価値引 15円)	-¥360
値引後単価 164円	¥3,936

合計	¥3,936
(消費税10%対象)	¥3,936
内消費税等	¥358

現金でお支払いの場合は、
領収書にご記入ください。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-TIME21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

SS-680082

シ-№ 0978-01 デ-№ 6331-6333

2023/08/07

納品書(領収書)

2023年08月26日 17:18

売上

上

様 M

6-680082-49391-001

現金フリー

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P13	
数量 32.00L	*
単価 183円	¥5,856

合計	¥5,856
(消費税10%対象)	¥5,856
内消費税等	¥532

現金でお支払いの場合は、
領収書にご記入ください。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-TIME21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

SS-680082

シ-№ 4271-02 デ-№ 7156-7158

2023/08/25

ENEOS

ENEOS

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2023年08月10日 13:17

売上

上

様 M

6-680082-49991-001

現金フリ

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P07

数量 28.00L

単価 183円

合計 ￥5,124

(消費税10%込) ￥5,440

内消費税等 ￥316

現金で決済の際は、

精算額にさせていただきます。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-TIME 21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

SS:680082

登録番号:19500001015533

シ-トNo 1636-01

2023/06/10

納品書(領収書)

2023年08月28日 17:49

売上

上

様 M

6-680082-49991-001

現金フリ

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P13

数量 24.00L

単価 187円

合計 ￥4,488

(消費税10%込) ￥4,937

内消費税等 ￥449

現金で決済の際は、

精算額にさせていただきます。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-TIME 21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

SS:680082

登録番号:19500001015533

シ-トNo 4841-02

2023/08/28

納品書(領収書)

2023年09月07日 11:56

売上

上

様 M

6-680082-49991-001

現金フリ

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P13

数量 30.00L

単価 187円

合計 ￥5,610

(消費税10%込) ￥6,171

内消費税等 ￥561

現金で決済の際は、

精算額にさせていただきます。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-TIME 21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

SS:680082

登録番号:19500001015533

シ-トNo S8216-02

2023/09/06

納品書(領収書)

2023年09月18日 10:48

売上

上

様 M

6-680082-49991-001

現金フリ

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P13

数量 26.00L

単価 187円

合計 ￥4,862

(消費税10%込) ￥5,348

内消費税等 ￥486

現金で決済の際は、

精算額にさせていただきます。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-TIME 21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

SS:680082

登録番号:19500001015533

シ-トNo 0565-02

2023/09/18

納品書(領収書)

2023年09月23日 18:14

売上

上

様 M

6-680082-49991-001

現金フリ

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P07

数量 29.00L

単価 182円

合計 ￥5,278

(消費税10%込) ￥5,806

内消費税等 ￥528

現金で決済の際は、

精算額にさせていただきます。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-TIME 21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

SS:680082

登録番号:19500001015533

シ-トNo 1673-01

2023/09/23

ENEOS

ENEOS

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2023年10月26日 10:24

売上

様 M

6-680082-49991-001
現金フリー
車両番号レギュラーガソリン P13
数量 9.00L
単価 177円合計 ￥5,278
(消費税10%対象) ￥5,278
内消費税等 ￥480現金でお買い上げの場合は、
領収書に控えさせていただきます。三原産業株式会社
Dr. DriveU-TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
登録番号: T9500001015533
ｼｰﾄNo 2036-02 ｼｰﾄNo 136 2023/10/09

納品書(領収書)

2023年10月08日 09:23

売上

様 M

6-680082-49991-001
現金フリー
車両番号レギュラーガソリン P13
数量 30.60L
単価 177円合計 ￥5,416
(消費税10%対象) ￥5,416
内消費税等 ￥492現金でお買い上げの場合は、
領収書に控えさせていただきます。三原産業株式会社
Dr. DriveU-TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
登録番号: T9500001015533
ｼｰﾄNo 3773-02 ｼｰﾄNo 202208-2210 2023/10/09

納品書(領収書)

2023年10月10日 15:24

売上

様 M

6-680082-49991-001
現金フリー
車両番号レギュラーガソリン P13
数量 3.50L
単価 177円合計 ￥588
(消費税10%対象) ￥588
内消費税等 ￥53現金でお買い上げの場合は、
領収書に控えさせていただきます。三原産業株式会社
Dr. DriveU-TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
登録番号: T9500001015533
ｼｰﾄNo 4038-02 ｼｰﾄNo 3095-3097 2023/10/10

納品書(領収書)

2023年10月13日 14:44

売上

様 M

6-680082-49991-001
現金フリー
車両番号レギュラーガソリン P13
数量 29.00L
単価 177円合計 ￥5,133
(消費税10%対象) ￥5,133
内消費税等 ￥467現金でお買い上げの場合は、
領収書に控えさせていただきます。三原産業株式会社
Dr. DriveU-TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
登録番号: T9500001015533
ｼｰﾄNo 4615-02 ｼｰﾄNo 5030-5032 2023/10/13

納品書(領収書)

2023年10月27日 15:54

売上

様 M

6-680082-49991-001
現金フリー
車両番号レギュラーガソリン P07
数量 23.00L
単価 177円合計 ￥4,071
(消費税10%対象) ￥4,071
内消費税等 ￥370現金でお買い上げの場合は、
領収書に控えさせていただきます。三原産業株式会社
Dr. DriveU-TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
登録番号: T9500001015533
ｼｰﾄNo 7133-01 ｼｰﾄNo 3307-3310 2023/10/27

ENEOS

ENEOS

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2023年11月28日 13:26

売上 上 様 M
6-680082-49991-001
現金フリ-
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P07
数量 28.00L
単価 180円 ¥5,040
合計 ¥5,040
(消費税10%対象 ¥5,040
内消費税等 ¥458)
現金で決済し上げの場合は、
領収書にのささせて頂きます。

三原産業株式会社
Dr. DriveU- TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
登録番号: T9500001015533
印-NNo 4760-01 〒-9No 2366-2368
2023/11/28

金更山又書

藤村石油株式会社

保免 SS
愛媛県松山市保免西3丁目11-18
TEL:089-971-7060
登録番号: T9500001003546
2023/11/18(土)07:21

レギュラーガソリン 様
数量 10535L 0000
単価 10535円
合計 ¥1,110,000
(消費税10%対象 ¥1,110,000
内消費税等 ¥105,350)
現金で決済し上げの場合は、
領収書にのささせて頂きます。

三原産業株式会社
Dr. DriveU- TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
登録番号: T9500001015533
印-NNo 4760-01 〒-9No 2366-2368
2023/11/28

納品書(領収書)

2023年11月17日 15:43

売上 上 様 M
6-680082-49991-001
現金フリ-
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P13
数量 24.70L
単価 177円 ¥4,371
合計 ¥4,371
(消費税10%対象 ¥4,371
内消費税等 ¥397)
現金で決済し上げの場合は、
領収書にのささせて頂きます。

三原産業株式会社
Dr. DriveU- TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
登録番号: T9500001015533
印-NNo 2917-02 〒-9No 6225-6227
2023/11/17

納品書(領収書)

2023年11月10日 12:02

売上 上 様 M
6-680082-49991-001
現金フリ-
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P13
数量 24.00L
単価 177円 ¥4,248
(単価値引 15円 -¥360)
値引後単価 162円 ¥3,888
合計 ¥3,888
(消費税10%対象 ¥3,888
内消費税等 ¥353)
現金で決済し上げの場合は、
領収書にのささせて頂きます。

三原産業株式会社
Dr. DriveU- TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
登録番号: T9500001015533
印-NNo 1564-02 〒-9No 1638-1640
2023/11/10

納品書(領収書)

2023年11月01日 12:40

売上 上 様 M
6-680082-49991-001
現金フリ-
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P01
数量 29.90L
単価 177円 ¥5,292
合計 ¥5,292
(消費税10%対象 ¥5,292
内消費税等 ¥481)
現金で決済し上げの場合は、
領収書にのささせて頂きます。

三原産業株式会社
Dr. DriveU- TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
登録番号: T9500001015533
印-NNo 7985-01 〒-9No 6337-6338
2023/11/01

ENEOS

ENEOS

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)
2023年12月08日 16:05

売上

上 様 M

6-660082-49991-001

現金フリー

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P07

数量 24.00L *

単価 180円 ￥4,320

(単価値引 15円 - ￥360)

値引後単価 165円 ￥3,960

合計 ￥3,960

(消費税10%対象 ￥3,960

内消費税等 ￥360)

現金でお支払いの場合は、

領収書に控えさせていただきます。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-IME21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

登録番号:19500001015533

SS-660082

TEL:089-925-1368

登録番号:19500001015533

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

納品書(領収書)
2023年12月09日 12:13

売上

上 様 M

6-660082-49991-001

現金フリー

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P07

数量 27.00L *

単価 180円 ￥4,860

(単価値引 15円 - ￥405)

値引後単価 165円 ￥3,960

合計 ￥4,860

(消費税10%対象 ￥4,860

内消費税等 ￥486)

現金でお支払いの場合は、

領収書に控えさせていただきます。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-IME21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

登録番号:19500001015533

SS-660082

TEL:089-925-1368

登録番号:19500001015533

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

納品書(領収書)
2023年12月30日 16:57

売上

上 様 M

6-660082-49991-001

現金フリー

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P13

数量 27.00L *

単価 180円 ￥4,860

(単価値引 15円 - ￥405)

値引後単価 165円 ￥3,960

合計 ￥4,860

(消費税10%対象 ￥4,860

内消費税等 ￥486)

現金でお支払いの場合は、

領収書に控えさせていただきます。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-TIME21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

登録番号:19500001015533

SS-660082

TEL:089-925-1368

登録番号:19500001015533

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

納品書(領収書)
2024年01月12日 14:43

売上

上 様 M

6-660082-49991-001

現金フリー

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P07

数量 21.00L *

単価 180円 ￥3,780

(単価値引 15円 - ￥315)

値引後単価 165円 ￥3,465

合計 ￥3,780

(消費税10%対象 ￥3,780

内消費税等 ￥378)

現金でお支払いの場合は、

領収書に控えさせていただきます。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-IME21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

登録番号:19500001015533

SS-660082

TEL:089-925-1368

登録番号:19500001015533

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

納品書(領収書)
2024年01月17日 16:23

売上

上 様 M

6-660082-49991-001

現金フリー

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P07

数量 23.86L *

単価 180円 ￥4,294

(単価値引 15円 - ￥357)

値引後単価 165円 ￥3,937

合計 ￥3,937

(消費税10%対象 ￥3,937

内消費税等 ￥393)

現金でお支払いの場合は、

領収書に控えさせていただきます。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-IME21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

登録番号:19500001015533

SS-660082

TEL:089-925-1368

登録番号:19500001015533

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

TEL:089-925-1368

ENEOS

ENEOS

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2024年01月22日 13:14

売上 上 様 M

6-680082-49991-001
現金フリ-
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P13
数量 32.00L
単価 180円 ¥5,760 *

合計 ¥5,760
(消費税10%対象
内消費税等 ¥524)

現金でお支払いの場合は、
領収書に控えさせていただきます。

三原産業株式会社
Dr. DriveU-TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
登録番号: T9500001015533
シャ-NN 5804-02 〒-9No2962-2964
2024/01/22

納品書(領収書)

2024年02月09日 11:37

売上 上 様 M

6-680082-49991-001
現金フリ-
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P07
数量 5.50L
単価 180円 ¥990 *

合計 ¥990
(消費税10%対象
内消費税等 ¥90)

現金でお支払いの場合は、
領収書に控えさせていただきます。

三原産業株式会社
Dr. DriveU-TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
登録番号: T9500001015533
シャ-NN 0908-01 〒-9No3070-3072
2024/02/09

納品書(領収書)

2024年02月19日 08:58

売上 上 様 M

6-680082-49991-001
現金フリ-
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P13
数量 27.00L
単価 180円 ¥4,860 *

合計 ¥4,860
(消費税10%対象
内消費税等 ¥442)

現金でお支払いの場合は、
領収書に控えさせていただきます。

三原産業株式会社
Dr. DriveU-TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
登録番号: T9500001015533
シャ-NN 2423-02 〒-9No8291-8293
2024/02/19

納品書(領収書)

2024年03月03日 10:19

売上 上 様 M

6-680082-49991-001
現金フリ-
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P07
数量 23.00L
単価 180円 ¥4,140 *

合計 ¥3,795
(消費税10%対象
内消費税等 ¥345)

現金でお支払いの場合は、
領収書に控えさせていただきます。

三原産業株式会社
Dr. DriveU-TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
登録番号: T9500001015533
シャ-NN 4570-01 〒-9No6425-5427
2024/03/03

納品書(領収書)

2024年03月04日 14:04

売上 上 様 M

6-680082-49991-001
現金フリ-
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P13
数量 22.00L
単価 180円 ¥3,960 *

合計 ¥3,960
(消費税10%対象
内消費税等 ¥360)

現金でお支払いの場合は、
領収書に控えさせていただきます。

三原産業株式会社
Dr. DriveU-TIME 21
愛媛県 松山市
宮西1丁目4-37
TEL:089-925-1368 SS-680082
登録番号: T9500001015533
シャ-NN 4772-02 〒-9No6108-6110
2024/03/04

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2024年03月07日 16:07

売上

上

様 M

6-680082-49991-001

現金フリー

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P07

数量 17.00L

単価 180円 ￥3,060 *

合計

￥3,060

(消費税10%対象

内消費税等

￥3,060

￥278)

※金額は税込価格です。

※金額は税込価格です。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-IME 21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

SS-680082

登録番号:19500001015533

シフトNo 5325-01 〒789-0159

2024/03/07

納品書(領収書)

2024年03月22日 08:35

売上

上

様 M

6-680082-49991-001

現金フリー

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P07

数量 23.00L

単価 180円 ￥4,140 *

合計

￥4,140

(消費税10%対象

内消費税等

￥4,140

￥376)

※金額は税込価格です。

※金額は税込価格です。

三原産業株式会社

Dr. DriveU-IME 21

愛媛県 松山市

宮西1丁目4-37

TEL:089-925-1368

SS-680082

登録番号:19500001015533

シフトNo 7786-01 〒789-0159

2024/03/22